

岡山地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分等決定取消請求事件
国側当事者・国(久世税務署長)
平成26年7月16日棄却・確定

判 決
当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

- 主 文
- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
 - 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 原告A株式会社の請求

久世税務署長が平成22年8月31日付けで原告A株式会社に対してした次の各処分をいずれも取り消す。

- (1) 平成17年6月1日から平成18年5月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額2億6861万6291円、納付すべき税額7991万3700円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分(ただし、いずれも審査請求に係る裁決により一部取り消された後のもの)
- (2) 平成18年6月1日から平成19年5月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額5億3288万6455円、納付すべき税額1億5492万6800円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分(ただし、いずれも審査請求に係る裁決により一部取り消された後のもの)
- (3) 平成19年6月1日から平成20年5月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額6億7119万1231円、納付すべき税額1億9321万7500円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分
- (4) 平成20年6月1日から平成21年5月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額9842万7982円、納付すべき税額2360万4100円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分

2 原告有限会社Bの請求

久世税務署長が平成22年8月31日付けで原告有限会社Bに対してした次の各処分をいずれも取り消す。

- (1) 平成17年7月1日から平成18年6月30日までの事業年度の法人税の更正処分のうち翌期へ繰り越す欠損金額85万4566円を下回る部分及び過少申告加算税賦課決定処分(ただし、いずれも審査請求に係る裁決により一部取り消された後のもの)
- (2) 平成18年7月1日から平成19年6月30日までの事業年度の法人税の更正処分のうち翌期へ繰り越す欠損金額16万6256円を下回る部分及び過少申告加算税賦課決定処分(た

だし、いずれも審査請求に係る裁決により一部取り消された後のもの)

(3) 平成19年7月1日から平成20年6月30日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額1805万2850円、納付すべき税額357万5600円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分

(4) 平成20年7月1日から平成21年6月30日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額1532万1873円、納付すべき税額363万6300円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分

第2 事案の概要

本件は、久世税務署長が、原告らにおいてその株式を保有する外国法人が租税特別措置法（原告らの各事業年度に応じ、関係各改正前のもの。以下「措置法」という。）66条の6第1項所定の特定外国子会社等に該当するとして、原告らの各事業年度の所得の金額の計算上、当該外国法人に係る同項所定の課税対象留保金額に相当する金額を益金の額に算入して、法人税の更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分をしたところ、原告らが、原告らには同項の規定を適用することができず、上記各処分は違法であるとして、その取消し（更正処分については申告額を超える部分の取消し）を求める事案である。

1 前提となる事実等（当事者間に争いが無い。）

(1) 関係法令の定め

ア 外国子会社合算税制（いわゆるタックス・ヘイブン対策税制）

措置法66条の6第1項は、外国関係会社（その発行済株式等の50%を超える株式等を内国法人等が直接又は間接に保有している外国法人）のうちその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定めるものに該当するもの（特定外国子会社等）が、各事業年度において、その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき税額及び剰余金の分配等の額に関する調整を加えた金額（適用対象留保金額）を有する場合には、その適用対象留保金額のうち同項各号に掲げる内国法人（当該特定外国子会社等の発行済株式等の5%以上の株式等を直接又は間接に保有している内国法人等）の有する当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（課税対象留保金額）に相当する金額は、当該各事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日を含むその内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する旨を定めている。

イ 適用除外

措置法66条の6第4項は、特定外国子会社等がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において固定施設を有するものである場合であって、その行う主たる事業が同項所定の要件（以下「適用除外要件」という。）を満たすときは、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、同条1項の規定を適用しない旨を定めている（以下この規定を「適用除外規定」という。）。

上記特定外国子会社等の行う主たる事業が、① 卸売業に該当する場合の適用除外要件は、その事業を主として当該特定外国子会社等に係る関連者以外の者との間で行っていることであり、② 製造業に該当する場合の適用除外要件は、その事業を主として本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において行っていること（以下この基準を「所在地国基準」と

いう。)である。

ウ 書類の添付・資料の保存

平成19年法律第6号による改正（以下「平成19年改正」という。）前の措置法66条の6第6項は、「第1項各号に掲げる内国法人が第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合は、当該内国法人は、確定申告書にこれらの規定の適用がある旨を記載した書面を添付し、かつ、その適用があることを明らかにする書類その他の資料を保存しなければならない。」と定め、同改正後の同項は、「第3項又は第4項の規定は、確定申告書にこれらの規定の適用がある旨を記載した書面を添付し、かつ、その適用があることを明らかにする書類その他の資料を保存している場合に限り、適用する。」と定めている。

措置法66条の6第6項の制定以来の改正経緯は、別表3の「措置法66条の6第6項」欄に記載のとおりである（制定時は3項が適用除外規定に相当する。）。

(2) 原告ら及び原告らに係る特定外国子会社等

ア 原告A株式会社（以下「原告A」という。）は、岡山県真庭市に本店を置き、ゴム、合成樹脂の成型、加工及び販売等を目的とする株式会社であり、原告有限会社B（以下「原告B」という。）は、同市に本店を置き、不動産の売買、賃貸借等を目的とする特例有限会社（平成18年5月1日以前は、有限会社法に規定された有限会社）である。

イ C（C有限公司。以下「A香港」という。）は、平成15年2月●日に設立された、香港を本店所在地とする外国法人であり、平成17年1月1日から平成20年12月31日までの各事業年度において、中国広東省に所在するD（以下「本件中国企業」という。）との間で来料加工取引（外国企業が中国の企業に対して加工を委託し、設備・原材料を無償提供した上で、でき上がった製品を原則として全量無償で引き取り、外国企業から中国企業に対しては、加工賃のみが支払われるという形態の委託取引）を行っていた。

ウ A香港の上記イの各事業年度終了の日（各年の12月31日）において、その発行済株式総数の50%を超える株式を原告Aが、20%の株式を原告Bがそれぞれ保有していたことなどから、これらの各事業年度において、A香港は、原告らに係る特定外国子会社等に該当する。

(3) 課税処分等の経緯等

ア 原告らの前記第1記載の各事業年度の法人税に係る確定申告、課税処分等の経緯は、別表1及び別表2に記載のとおりである。

A香港の前記(2)イの各事業年度における措置法66条の6第1項所定の課税対象留保金額に相当する金額を原告らの益金の額に算入した場合の原告らの所得金額、納付すべき法人税額及び過少申告加算税の額は、別表1の「原告A各処分」欄及び別表2の「原告B各処分」欄にそれぞれ記載のとおりとなる。

イ 原告らは、別表1及び別表2の各確定申告（以下「本件各確定申告」という。）に際して、確定申告書に適用除外規定の適用がある旨を記載した書面（以下「適用除外記載書面」という。）を添付しなかった。

2 争点及び当事者の主張

(1) 租税回避目的がない場合の措置法66条の6第1項適用の可否

(原告らの主張)

いわゆるタックス・ヘイブン対策税制として規定された措置法66条の6は、タックス・ヘ

イブンに設立した子会社を利用して税負担の不当な軽減を図ること（租税回避）を防止する趣旨で制定された規定であり、その立法過程において、タックス・ヘイブンで事業を行うことに正常な経済合理性が認められる場合にまで適用されることは予定されていなかった。適用除外規定は、立法当初にタックス・ヘイブンでの正常な経済活動として想定された類型を例示したものにとすぎず、それ以外の立法当初に想定されていなかった正常な経済活動について、形式的に措置法66条の6第1項を適用することは許されない。

本件において、A香港の行っていた来料加工取引は、立法当初は想定されていなかった正常な経済活動であるというべきであって、原告ら及びA香港にはこの取引を行うに当たり租税回避の目的はなかったから、そもそも原告らに措置法66条の6第1項を適用することは認められない。

（被告の主張）

措置法66条の6第1項は、その適用を不当な租税回避目的で行われた場合に限定していないことは文理上明らかであり、その趣旨や目的に立ち戻って目的的解释をする必要性は認められない。また、適用除外規定は、正常な経済活動として想定された類型を例示しただけのものではなく、事業活動に十分な経済合理性が認められるものとして適用除外要件に該当する場合に限り、適用除外を認める趣旨の規定である。

したがって、原告らの主張は、措置法66条の6第1項の適用について独自の見解を述べるものであって理由がない。

(2) 確定申告書に適用除外記載書面の添付がない場合における適用除外規定適用の可否

（原告らの主張）

措置法66条の6第6項は、次の理由により、適用除外規定を適用するための要件を定めたものとはいえないから、本件各確定申告において、適用除外記載書面の添付がされていなくとも、適用除外規定が適用され得る。

ア 措置法66条の6第6項の内容及び趣旨

適用除外規定の趣旨は、特定外国子会社等の事業活動に経済合理性が認められる場合を適用除外とすることで、タックス・ヘイブン対策税制を全体として合理性のある制度とすることにあるところ、措置法66条の6第6項により適用除外記載書面の添付等のない場合に一律に適用除外規定の適用を排除することが予定されているとは考えられない。仮に適用除外記載書面の添付等が適用除外規定の適用要件であるとするならば宥恕規定が設けられてしめるべきであるが、同項にそのような規定は存在しない。したがって、適用除外記載書面の添付等が適用除外規定の適用要件であるとはいえない。

イ 措置法66条の6第6項の文言

平成19年改正前の措置法66条の6第6項の文言をみても、適用除外記載書面の添付等が適用除外規定の適用要件である旨を読み取ることはできず、仮に、同項が適用除外規定の適用要件を定めたものであるとすれば、その内容は不明確なものであるから、課税要件明確主義に反する。

ウ 措置法66条の6第5項との比較

措置法66条の6第1項各号に掲げる内国法人に確定申告書への特定外国子会社等の貸借対照表等の書面添付義務を定めた同条5項は、単なる手続規定にすぎないところ、制定時の同項の構造と平成19年改正がされる前の同条6項の構造は、別表3のとおり、ほぼ同じ

であるから、少なくとも同改正前の同項は単に手続として適用除外記載書面の添付等を要求しているにすぎない。

エ 被告の別件訴訟等における対応

本件の審査請求に係る判決や本件とは別の訴訟において、被告は平成19年改正前の措置法66条の6第6項が適用除外規定の適用要件を定めたものではないとの前提で判断ないし訴訟活動を行っているから、このことから同項が適用除外規定の適用要件を定めたものではないことがうかがわれることに加え、本件訴訟で被告が上記訴訟活動と矛盾する主張をすることは許されない。

(被告の主張)

措置法66条の6第6項は、次の理由により、適用除外規定を適用するための要件を定めたものといえるから、本件各確定申告に当たって確定申告書に適用除外記載書面を添付していない原告らには適用除外規定を適用することができない。

ア 措置法66条の6第6項の内容及び趣旨

措置法66条の6第6項は、適用除外規定の適用を受けることについて納税者の意思表示を要求し、かつその根拠となる資料を保存させることで、課税庁が適用除外要件該当性を適正かつ早期に判断できるようにするために設けられたものであって、適用除外規定の適用要件を定めたものというべきである。また、その趣旨及び内容は制定当時から変わっておらず、平成19年改正も単に規定文言の整理を行ったにすぎない。

宥恕規定の有無は、適用除外記載書面の添付等が単に手続としての義務にすぎないか、適用除外規定の適用要件であるかということとは関係がないから、措置法66条の6第6項に宥恕規定がないことをもって、同項が単に手続として適用除外記載書面の添付等を要求したものであるとはいえない。

イ 措置法66条の6第6項の文言

措置法66条の6第6項は、平成19年改正の前後を通じて、文理上も、趣旨に照らしても、適用除外記載書面の添付等が適用除外規定の適用要件である旨を定めていることが明らかであるから、課税要件明確主義に反しているとはいえない。

ウ 措置法66条の6第5項との比較

措置法66条の6第5項と同条6項とではその立法趣旨が異なっている。また、その改正経緯をみても、別表3のとおり、同条5項においては、昭和60年法律第7号による改正で「同項の規定の適用を受ける場合には」という文言が削除されたことによって、単に手続として貸借対照表等の書面添付義務を定めたにすぎないことが明らかにされたのに対し、同条6項においてはそのような改正がされていないから、同項が適用除外規定の適用要件を定めたものであることは明らかである。

エ 被告の別件訴訟等における対応

本件訴訟における被告の主張は、審査請求に係る判決における判断や別件訴訟での被告の主張には拘束されないから、被告が本件訴訟において措置法66条の6第6項が適用除外規定の適用要件を定めたものである旨を主張することは許される。

(3) A香港の適用除外要件該当性（A香港の主たる事業内容、所在地国基準該当性）

(被告の主張)

ア 特定外国子会社等の主たる事業が適用除外要件における事業区分のいずれに該当するか

どうかは、原則として日本標準産業分類（総務省）の分類を基準とすべきであるところ、その分類に基づいて判断すれば、A香港は、来料加工取引を行うに際し、本件中国企業の工場を自ら賃借して賃料を負担するなど、その工場における製品の製造に主体的に関与しているといえるから、A香港の主たる事業は製造業であるといえる。

イ 製造業における所在地国基準の判断においては、実際に製造行為がどこで行われているのかで判断すべきであるところ、A香港は、その主たる事業である製造業を、中国の東莞市に所在する本件中国企業の工場において行っているといえるから、主たる事業を主として本店所在地である香港で行っているとはいえず、所在地国基準を満たさない。

（原告らの主張）

ア A香港の行っている来料加工取引は、本件中国企業の工場から製品を仕入れた上で他に販売するというものであるところ、このような取引は有体的商品を購入して他に販売する卸売業に該当するといえるから、A香港の主たる事業が製造業である旨の被告の主張は失当である。

イ 仮にA香港の行っている事業に所在地国基準が適用されるところとしても、A香港の行っている来料加工取引において、本件中国企業の工場に対する設備の貸付けや製品の指示等はA香港が行っており、A香港が主たる事業を主として行っている場所はその本店所在地たる香港であるといえるから、所在地国基準を満たすというべきである。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)（租税回避目的がない場合の措置法66条の6第1項適用の可否）

措置法66条の6は、課税要件を明確化することで課税執行面における安定性を確保しつつ、外国法人を利用することによる税負担の不当な回避又は軽減を防止し税負担の実質的な公平を図るため、第1項において、一定の要件を満たす外国会社を特定外国子会社等と定めた上、一定範囲の内国法人に係る課税対象留保金額に相当する金額をその内国法人の所得の金額の計算上益金の額に算入することとし、他方で、第4項において、例外的に特定外国子会社等の事業活動が経済合理性を有すると認められるための適用除外要件を定めた上、これらの要件が全て満たされる場合に第1項の規定を適用しないものとしているところ、文理上、その適用を上記内国法人において租税回避目的がある場合に限定していないことは明らかであるし、特定外国子会社等の事業活動の経済合理性から課税対象留保金額に相当する金額を上記内国法人の益金の額に算入することが相当といえるかどうかについては、あくまでも適用除外要件の中で判断すべき事柄であって、それ以上にそもそも同条1項を適用しない独自の要件を設けることを法は予定していないというべきである。

したがって、租税回避目的のない正常な経済活動に対してそもそも措置法66条の6第1項を適用することができない旨の原告らの主張は、独自の見解を述べるものであって採用することはできない。

2 争点(2)（確定申告書に適用除外記載書面の添付がない場合における適用除外規定適用の可否）について

措置法66条の6第6項は、ある特定外国子会社等が適用除外要件を満たすかどうかを判断するに際し、その事業内容、事業に係る取引相手などを適正に審査することが必要になることを受け、同条1項各号に掲げる内国法人に確定申告書への適用除外記載書面の添付等を義務付けることによって、当該内国法人に適用除外規定の適用を受ける旨の意思を明らかにさせ、課税庁が適

用除外要件該当性の判断の根拠となる資料を当該内国法人から早期かつ確実に収集し、適用除外要件について適正かつ迅速に判断することを可能にするために設けられたものと解されるところ、その規定文言及び適用除外要件の判断における上記内国法人からの資料収集等の必要性、重要性に鑑みれば、同条6項は、適用除外規定の適用要件を定めたものと解するのが相当であり、その趣旨は、平成19年改正前の規定文言の下でも既に明らかであったが、同改正によって、より明確なものになったというべきである。

原告らは、措置法66条の6第6項の不遵守に対して宥恕規定がないことを指摘するが、明文の宥恕規定が存しないことが直ちに同項の適用除外規定適用要件としての性質を損なうものではない。

また、原告らは、制定時の措置法66条の6第5項の構造と平成19年改正がされる前の同条6項の構造がほぼ同じであるから、少なくとも同改正前の同項は適用除外規定の適用要件を定めたものではない旨を主張する。しかしながら、別表3のとおり、同条5項においては、制定時の規定文言のままでは確定申告書への特定外国子会社等の貸借対照表等の書面添付が同条1項の適用要件であるかのような不合理な解釈をされるおそれがあったことから、昭和60年法律第7号による改正によって、「同項の規定の適用を受ける場合には」という文言が削除されており、これによって、上記の書面添付が同項の適用要件ではない旨が明らかになっている一方、同条6項においては、そのような改正は行われておらず、制定時から一貫して適用除外規定の適用を受ける場合に確定申告書への適用除外記載書面の添付等が要求される旨が定められているのであるから、このような改正経緯を踏まえない原告らの上記主張を採用することはできない。

さらに、原告らは、本件の審査請求に係る裁決や本件とは別の訴訟における被告の対応から、措置法66条の6第6項が適用除外規定の適用要件を定めたものでないことがうかがわれる旨の主張や、本件訴訟において被告が別件訴訟と矛盾する主張をすることは許されない旨の主張をするが、被告の上記各場面における個別の対応が同項の客観的な意味内容を左右するものではないことに加え、本件訴訟における被告の主張が別件訴訟に拘束されるものではないことは明らかであるから、原告らの上記主張は失当である。

したがって、措置法66条の6第6項により確定申告書への適用除外記載書面の添付等が適用除外規定を適用するための要件となるというべきであるところ、原告らは本件各確定申告に当たって、確定申告書に適用除外記載書面の添付をしていないから、A香港において適用除外要件を満たすかどうかについて判断するまでもなく、本件に適用除外規定を適用することはできない。

3 本件の更正処分等の適法性

以上によれば、本件には措置法66条の6第1項が適用されるから、原告らに対する本件の各更正処分及び各過少申告加算税賦課決定処分はいずれも適法である。

よって、原告らの請求はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

岡山地方裁判所第2民事部
裁判長裁判官 古田 孝夫
裁判官 大瀨 寿美
裁判官 石井 孝明

(別紙)

当事者目録

原告	A株式会社
同代表者代表取締役	甲
原告	有限会社B
同代表者代表取締役	乙
上記兩名訴訟代理人弁護士	近藤 弦之介 石島 弘 藤原 健補 菅 真彦 馬場 幸三 谷口 怜司 山本 愛子 山下 綾 河本 泰政
被告	国
同代表者法務大臣 処分行政庁	谷垣 禎一 久世税務署長 本間 英夫
同指定代理人	黒田 香 池永 真 赤代 道郎 武田 大資 森岡 裕輔 太田 出穂 白川 象三 荒内 保裕 矢野 聡彦 阿井 賢二 稲田 洋三

以上

別表 1

原告A各処分等の経緯

単位：円

事業年度	区分 項目	確定申告 (青色申告)	修正申告等①	修正申告等②	原告A 各処分	異議決定	裁決
H18年5月期	年 月 日	H18年7月31日		H21年12月14日	H22年8月31日	H22年12月24日	H24年1月25日
	所得金額	257,655,816		268,616,291	325,316,505	棄却	319,157,654
	納付すべき法人税額	76,625,400		79,913,700	96,923,700		95,076,000
	過少申告加算税額の			328,000	1,701,000		1,516,000
年 月 日	H19年7月31日	H20年5月20日	H21年12月14日	H22年8月31日	H22年12月24日		H24年1月25日
H19年5月期	所得金額	522,052,821	522,052,821	532,886,455	660,834,381	棄却	652,696,220
	納付すべき法人税額	151,094,500	151,676,600	154,926,800	193,311,200		190,869,800
	過少申告加算税額の		58,000	325,000	3,838,000		3,594,000
H20年5月期	年 月 日	H20年7月30日		H21年12月14日	H22年8月31日	H22年12月24日	H24年1月25日
	所得金額	660,331,384		671,191,231	909,511,896	棄却	棄却
	納付すべき法人税額	189,959,500		193,217,500	264,713,500		
	過少申告加算税額の			325,000	7,149,000		
H21年5月期	年 月 日	H21年7月31日		H21年12月14日	H22年8月31日		
	所得金額	93,677,933		98,427,982	144,329,505	棄却	棄却
	納付すべき法人税額	22,179,100		23,604,100	37,374,700		
	過少申告加算税額の			142,000	1,377,000		

(注1) 元号について、「平成」を「H」と表示している。

(注2) 「H20年5月20日」付けの修正申告に基づく法人税の過少申告加算税の賦課決定は、「H20年5月30日」付けである。

(注3) 「H21年12月14日」付けの各修正申告に基づく法人税の過少申告加算税の賦課決定は、「H21年12月22日」付けである。

別表2

原告B各処分等の経緯

単位：円

事業年度	区分		確定申告 (青色申告)	原告B 各処分	異議決定	裁決
	項目					
H18年6月期	年 月 日		H18年8月31日	H22年8月31日	H22年12月24日	H24年1月25日
	所得金額		0	18,045,530	棄却	15,992,575
	納付すべき法人税額		0	4,773,500		4,157,600
	翌期へ繰り越す欠損金の額		854,566	0		0
	過少申告加算税額の			690,500		597,500
H19年6月期	年 月 日		H19年8月31日	H22年8月31日	H22年12月24日	H24年1月25日
	所得金額		0	43,695,774	棄却	40,983,049
	納付すべき法人税額		0	12,468,500		11,654,900
	翌期へ繰り越す欠損金の額		166,256	0		0
	過少申告加算税額の			1,844,000		1,722,500
H20年6月期	年 月 日		H20年9月1日	H22年8月31日	H22年12月24日	H24年1月25日
	所得金額		18,052,850	97,835,082	棄却	棄却
	納付すべき法人税額		3,575,600	27,510,500		
	過少申告加算税額の			3,350,500		
H21年6月期	年 月 日		H21年8月31日	H22年8月31日	H22年12月24日	H24年1月25日
	所得金額		15,321,873	27,480,183	棄却	棄却
	納付すべき法人税額		3,636,300	7,284,000		
	過少申告加算税額の			364,500		

(注) 元号について、「平成」を「H」と表示している。

別表 3

措置法 66 条の 6 第 5 項及び 6 項の改正の状況

改正法等	措置法 66 条の 6 第 5 項	措置法 66 条の 6 第 6 項
昭和 53 年法律第 11 号 (制定)	4 第一項各号に掲げる内国法人が同項の規定の適用を受ける場合は、当該内国法人は、同項の規定の適用に係る特定外国子会社等の課税対象留保金額の計算の基礎とした当該特定外国子会社等の貸借対照表及び損益計算書その他大蔵省令で定める書類を確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次項において同じ。）に添付しなければならない。	5 第一項各号に掲げる内国法人が第三項本文の規定の適用を受ける場合は、当該内国法人は、確定申告書に同項本文の規定の適用がある旨を記載した書面を添付し、かつ、その適用があることを明らかにする書類その他の資料を保存しなければならない。
昭和 60 年法律第 7 号	5 第一項各号に掲げる内国法人は、 <u>当該内国法人に係る特定外国子会社等の各事業年度（第三項の規定の適用に係る事業年度を除く。）の貸借対照表及び損益計算書その他大蔵省令で定める書類を当該各事業年度終了の日以後二月を経過した日を含む各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次項において同じ。）に添付しなければならない。</u>	6 第一項各号に掲げる内国法人が第三項の規定の適用を受ける場合は、当該内国法人は、確定申告書に同項の規定の適用がある旨を記載した書面を添付し、かつ、その適用があることを明らかにする書類その他の資料を保存しなければならない。
昭和 63 年法律第 4 号	5 第一項各号に掲げる内国法人は、当該内国法人に係る特定外国子会社等の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書その他大蔵省令で定める書類を当該各事業年度終了の日以後二月を経過した日を含む各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次項において同じ。）に添付しなければならない。	
平成 3 年法律第 16 号	6 ※文言改正なし	7 ※文言改正なし
平成 4 年法律第 14 号	4 第一項各号に掲げる内国法人は、当該内国法人に係る特定外国子会社等の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書その他大蔵省令で定める書類を当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含む各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次項において同じ。）に添付しなければならない。	5 ※文言改正なし

平成11年法律第160号	4 第一項各号に掲げる内国法人は、当該内国法人に係る特定外国子会社等の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書その他 <u>財務省令</u> で定める書類を当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含む各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次項において同じ。）に添付しなければならない。	
平成14年法律第15号	4 第一項各号に掲げる内国法人は、当該内国法人に係る特定外国子会社等の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書その他 <u>の財務省令</u> で定める書類を当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含む各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次項において同じ。）に添付しなければならない。	
平成17年法律第21号	5 ※文言改正なし	6 第一項各号に掲げる内国法人が第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合は、当該内国法人は、確定申告書に <u>これらの規定の適用がある旨</u> を記載した書面を添付し、かつ、その適用があることを明らかにする書類その他の資料を保存しなければならない。
平成19年法律第6号		6 <u>第三項又は第四項の規定は、確定申告書にこれらの規定の適用がある旨を記載した書面を添付し、かつ、その適用があることを明らかにする書類その他の資料を保存している場合</u> に限り、適用する。

注：「条文」欄の下線は、改正前の条文と比べ、改正された部分について付記したものである。